

## [ 楽楽精算 サービス約款 ]

クラウド環境におけるソフトウェアの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

### [1] サービス提供者

本サービスは、株式会社ラクスをサービス提供者として提供されます。

### [2] サービスの内容

- 1.お客様は、インターネット環境を通じ、JBCCまたはサービス提供者が別途メール等の方法により通知・指定するクラウド環境にアクセスして、対象ソフトウェアの機能を使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができます。
- 2.クラウド環境およびそこで利用されるサーバー等の当初仕様ないし提供容量の制限等については、別段の定めある場合を除き、サービス提供者所定の条件によるものとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量の変更が可能な場合は、別途料金によりこれを追加できる場合があるものとします。
- 3.サービスの内容の詳細事項、利用可能時間帯、提供条件および適用除外等は、サービス提供者所定の契約条項、利用条件、利用規約(以下、「サービス規程」という)等またはサービス明細に定めるとおりとします。

### [3] 対象ソフトウェア

本サービスの対象ソフトウェアは、サービス明細に記載するものとします。

### [4] ソフトウェアの使用許諾

お客様は、本契約およびサービス提供者所定のサービス規程を遵守することを条件として、対象ソフトウェアの機能を利用する非独占的権利を許諾されるものとします。

### [5] ライセンス

別段の定めがある場合を除き、対象ソフトウェアのライセンスは、該当する1ライセンスの有効期間中1利用者でのみ利用することができるものとします。なお、契約は50ライセンス単位で行うものとします。

### [6] サポートサービス

- 1.JBCC またはサービス提供者はサポートサービスとして利用方法等に対する問合せ受付を実施します。サポートサービスの問合せ先および提供時間帯は、サービス規程に記載のとおりとします。変更があった場合は、別途お客様に対しメール等の方法により通知されるものとします。なお、対象ソフトウェアの利用機能の提供が停止している間は、問合せ対応はされることがあります。
- 2.サポートサービスの提供の有無、その内容・提供時間、その他提供条件等は JBCC またはサービス提供者により随時変更される可能性があるものとします。

### [7] オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償の、サービスの機能追加/向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。その内容は、特則条項に記載のとおりとします。

### [8] サービス料金

- 1.初期費用  
本サービスには初期費用が発生します。初期費用は、サービス開始に際し一括して請求されるものとします。
- 2.利用料  
(1)本サービスの利用料は月額プランの場合は「月額固定料金制」、年額プランの場合は「年額固定料金制」とし、月額プランにおける日割り計算や年額プランにおける月割り計算ないし日割り計算はされないものとします。  
(2)サービス明細にてオプションを選択した場合、別途料金が発生します。オプションの料金の算定方法は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。お客様は、オプションを単独で購入することはできません。  
(3)年額プランにおいて、年額固定料金は、サービス開始またはサービス更新に際し一括して請求されるものとします。
- 3.その他料金  
前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

### [9] サービス規程の指定

サービス提供者所定のサービス規程(契約約款、規約、サービス詳細資料等の契約条項)は、次の URL に定めるとおりとします。お客様は、サービス規程を遵守することについて、サービス提供者に対し直接責任を負うものとします。

<https://terms.rakus.co.jp/cloud/acs/cloud.html>(クラウドサービス利用約款)

### [10] 契約期間

共通契約条項の定めにもかかわらず、本サービスの契約期間は以下に記載のとおりとします。

- 1.月額プランの場合、本サービスの契約期間は、サービス開始日から1ヶ月間とします。本契約は、甲による場合は契約期間満了日が属する月の前月15日迄に、乙による場合は契約期間満了1カ月前迄に、書面による契約終了の申し入れがない限り、1ヶ月間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
- 2.年額プランの場合、本サービスの契約期間は、サービス開始日から1年間とします。本契約は、甲による場合は契約期間満了日が属する月の前月15日迄に、乙による場合は契約期間満了1ヶ月前迄に、書面による契約終了の申し入れがない限り、1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
- 3.前2項の定めにもかかわらず、契約期間の途中でライセンスを追加購入する場合、当該追加ライセンスの最初の契約期間は追加ライセンスにかかるライセンスのサービス開始日から既存ライセンス期間終了日までとし、以後は既存ライセンスと同様とします。
- 4.第1項の定めにもかかわらず、月額プランの場合、サービス規程に所定の最低利用期間(オプションサービスがあるときは、当該オプションサービスの最低利用期間を含む。)があるときは、その期間中は契約を終了することはできないものとします。

## 特則条項

### [楽楽精算サービスに関する特則]

1. 共通契約条項第2条(約款の適用)第2項各号の定めにかかわらず、本契約に基づくサービスに関しては、サービス提供者とJBCC間の利用許諾契約に基づき、JBCCがお客様に対して再利用を許諾する方式の契約関係とします。ただし、本契約に基づくサービスの利用に関するお問い合わせ、技術的なサポートは、別途通知する問合せ窓口よりサービス提供者が直接対応するものとします。
2. お客様は、サービス規程を遵守することをJBCCおよびサービス提供者に対し確約するものとし、サービス規程に対する違反がJBCCないしサービス提供者に対する債務不履行ないし不法行為を構成することを異議なく承諾するものとします。
3. 万一、前項に関しお客様がサービス規程の内容に違反し債務不履行または不法行為責任が生じた場合において、JBCCに当該違反の解消、回復、違反に対する損害賠償、補償その他の請求権が生じたときは、JBCCは、原則として当該請求権をサービス提供者に譲渡、移転等または代位請求させるものとします。ただし、サービス提供者がこれを実行しないまたはできないときは、JBCCが当該請求権を行使するものとします。
4. 個人情報の取扱いについて  
サービス提供者は次のURLの定めに従い個人情報を取り扱うものとします。  
<https://www.rakus.co.jp/pp/>
5. 楽楽精算 ご利用上の注意  
楽楽精算クラウドサービスではご利用方法やご状況によって、一部機能の速度が低下するおそれがあります。以下の制限事項をご確認の上、ご利用ください。なお、以下の事項に該当する処理を行われる際にはご利用方法の変更やご状況の改善をお願いすることがあります。

#### 【制限事項】

- 大量のデータを一括で取り扱う処理
    - ・伝票数が数十万件単位で蓄積されている状態で一覧画面を表示する
    - ・クレジットカード利用明細数が1万件程度ある状態で明細一覧画面を表示する
    - ・部門マスタが数千件ある状態で該当マスタの一覧画面を表示する
    - ・添付ファイル容量の合計を50GB以上データ保存する等
  - 複雑性が高く件数が多い処理
    - ・伝票データの出力機能において出力項目数が100項目以上存在する状態での出力を行う
    - ・承認者の設定時に部門や役職など個人を特定しない設定を行う等
  - 処理実行ボタンの連打など、当社設備に対して明らかに負荷を高める行為
  - その他、当社または第三者の設備等の利用もしくは運営に支障を与えるおそれがある行為
- なお、上記記載事項に該当する操作を原因とした処理遅延やサービス停止に関しては、保障範囲外となります。対応については下記のサービス提供時間帯とします。

#### 【問合せサービス提供時間帯】

営業時間(平日 9:30~17:00)

※営業時間外(夜間・休日)に受け取ったメールへの返信等は翌営業日対応となります。

※緊急時はメールにての配信、および障害報告サイトにて、改修の経過を報告します。

### [請求書処理支援オプションに関する特則]

お客様が請求書処理支援オプション(以下、「本オプション」)を選択される場合、本約款および楽楽精算サービスに関する特則に加え、本特則が適用されます。なお、本オプションは、楽楽精算月額プランにのみ追加することができる、月額プランのサービスです。

#### 1. サービス料金

- (1) 請求書処理支援オプションの利用料は、サービス明細に記載される契約プランに応じた月額固定料金制とし、利用(データ化)枚数の実績が契約プラン所定の利用(データ化)可能枚数の上限(パック枚数)を超えた場合には、月額固定料金に加えて超過料金が加算されるものとします。超過料金は、サービス明細記載の超過従量単価に、超過枚数を乗じた金額とします。
- (2) サービス料金は本オプションのサービス開始日の属する月分から発生し、本オプションのサービス開始日が月の途中であっても、日割計算はされないものとします。

#### 2. その他

- ① 共通契約条項の定めにかかわらず、本オプションの契約期間は、本オプションのサービス開始日から1ヶ月間とします。本契約は、甲による場合は契約期間満了日が属する月の15日迄に、乙による場合は契約期間満了日の5営業日前迄に、書面による契約終了の申し入れがない限り、1ヶ月間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
- ② ①の定めにかかわらず、本オプションに関し、サービス規程に所定の最低利用期間があるときは、その期間中は本オプションを終了することはできないものとします。
- ③ 本番環境の提供の前に、トライアル環境及び当該環境発行のためのID・PWが発行されますが、トライアル環境利用中のサービス料金は無償とします。
- ④ 利用(データ化)枚数の実績は当月1日から当月末日までの期間で集計されるものとします。
- ⑤ 契約プラン(バック枚数)は、サービス開始日または契約プラン変更日から6ヶ月間は変更できないものとします。
- ⑥ オペレータ確認なし(AI-OCR)プランとオペレータ確認ありプランの切り替えは、当該プランの利用開始日から2ヶ月間は変更できないものとします。
- ⑦ データ化不可で返却された場合は利用(データ化)枚数の実績としてカウントされないものとします。
- ⑧ すでにinvoexをご利用いただいている場合は、アカウントの取り扱いについて、お客様より株式会社 Deepworkへ直接お問い合わせください。
- ⑨ 他のオプションと同時に申し込みされた場合であっても、各オプションの課金開始日は異なる場合があります。